

69 始まっている！「社会教育士」の活動支援の動き！だが、改めて、何が大切か？

堂本 彰夫

(1) まずは、それは、どういう動きなのか？

過日、私が、現在所属している唯一の学会である「日本生涯教育学会」の方から、ある意味驚きの情報提供があった！それは、「(一般社団法人) 日本社会教育士会」の設立と「(NPO法人) 日本社会教育士活動支援機構」の設立に向けた動きについてである！ちなみに、後者については、現在、「日本社会教育士会・関連支援組織設立準備会」という形で進んでいるようである！なお、これに関わって、「キックオフ・フォーラム『社会教育士への期待』」が、オンラインで開催される由であった！その案内ちらしをみると、文科省の社会教育人材研修係長のMさん（総合教育政策局教育人材政策課）の基調講演と、4人の社会教育士（称号取得者及び見込みの人達）によるクロストーク「『社会教育士』に期待すること」が予定されていた！

参考までに、その4人の顔触れをみると、ある市の体育協会のスタッフ、あるNPO法人の事務局長、ある大学の4年生、ある大学の主事講習修了生（市の公民館長）とあった！その「(一般社団法人) 日本社会教育士会」の事務局長をしている人が、ある大学の教員であるようなので、大学の養成課程での資格取得者も含めたネットワークを志向されていることは、ある意味当然なのであるが、そのフォーラムの登壇者が、北海道、関東、北陸の人達であることから、既に、かなり広範な人的ネットワークが形成されているものと推測された！まったく、感心の極みであった（世の中は動いているものである！）！

そこで、改めて、そのキックオフ・フォーラムの趣旨には、「2020年7月、『社会教育士』の資質と社会的地位の向上に努め、人々の学習と権利の擁護、社会教育の推進、地域社会の発展に寄与することを目的に『一般社団法人日本社会教育士会』が設立されました。今回、法人設立後、記念すべきキックオフ・フォーラムを行います。『社会教育士』の称号創設の経緯や、どのような人材の創出をねらいとしているかをあらためて確認するとともに、今年度実際に称号取得をめざして社会教育を学ぶ方々から、受講の動機や今後への抱負を伺い、『社会教育士』のもつ可能性を探ります。」とあった。

残念ながら、私は、それ自体への参加申し込みはしなかったが、こうした動きが、既に全国的に広まっていることに、「流石！情報社会！」だと思つとともに、私と同じように、「社会教育士」の意義と可能性を追求しようとしている人達が、全国に多々いることに、称賛と期待を新たにするとところであるということである！

(2) 無条件に良いことではあるが、「社会教育主事」との関係はどうなるのか？

ということで、上記のような動きは、無条件に良いことではあるが、一方で、そうした「社会教育士」と「社会教育主事」との関係がどうなっていくのか？ということが、私には、改めて気になるころではある！すなわち、その会の記事には、「社会教育士」について、次のような説明がなされていた！多少？、懸念されるべきものが、そこには（も？）読み取れるのである？！

「社会教育主事講習・養成課程（2020年4月施行）修了者に『社会教育主事』基礎資格に加えて、『社会教育士』の称号が与えられることとなりました。市民・NPO団体、企業、行政等、様々な立場から地域の教育・福祉・防災・環境・地場産業などの領域で、人々の学びの支援やネットワークを通して人づくりや地域づくりに関わる役割を担います。」

要は、言葉尻を捉えるような気もするが、「『社会教育主事』基礎資格に加えて、『社会教育士』の称号が与えられる」というところが、妙に引っかかるのである？！すなわち、法制度的には、「社会教育主事（任用資格）」が、「そのための基礎資格である」というような位置づけはなく、あくまでも、その称号は、個人の意思によって「名乗ることができる」ということである？！ただ、結果的に、そのようになる（読み込める？）ということにはなる？！そういうことではある（少なくとも、私は、そのように理解している！）？！

いずれにしても、私は、直接の関係者（制度運用者）ではないので、その辺のことは、これ以上は何も言えないが、ここで懸念するのは、そのようにして育成された「社会教育士」が、本来の「社会教育主事」とは違って、それ自体の専門家（集団）として、換言すれば、社会教育主事とはまた別に（端的には、「社会教育行政」とは無関係に？）、社会教育の事業や活動支援を行うということが前提とされてしまうと、それは、ちょっとどうかな？ということである！

というのも、そうなると、おそらく実態（実体？）としては、ごくごく限られた人数の「社会教育主事」と大多数の「社会教育士」が、ほとんど脈絡なく存在することとなり（併存？）、「社会教育士」が、ある意味個人として、まさに至るところで活躍すれば（現在の「兼務発令」とは、また違って！）、さらに昂じて、「社会教育主事」（としての職務）は、たとえ社会教育法において、「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置く」（第9条の2第2項）という規定があっても、本当に？必要なのか（わざわざ面倒な？専門職的な「発令」をしなくてもいい？）ということにもなるからである（現在でも、それはかなり危ういのには？）？！

極論すれば、「社会教育主事（任用資格）」は、「社会教育士」を名乗るためのツールと化し、その限りにおける「資格の市場価値？」は高まるとは言えるが、それ自体が、目的手段化され、結果的には、皮肉にも？「社会教育主事（任用資格）」が「従」となり、一方の「社会教育士」が「主」となることも、大いに考えられるということである（何故なら、現時点においても、「社会教育主事」が、正当に置かれていない自治体もあるからである（→形式上の兼務発令等）！だから、これからは、もっと増える？）?!もし、そうなれば、あたかも、「母屋（社会教育主事）」と「庇（社会教育士）」の関係が入れ替わる？ということにもなる（実は、私は、下手をすれば？このようになるのではないかと、件の改正の途上において独り危惧していたわけであるが！）?!

だが、そうは言っても、一方で、「社会教育士」の意義や可能性がないというわけでは決してない！むしろ、広義（社会教育行政以外）の分野での活躍は、大いに期待される場所である！したがって、それは、あくまでも、制度の運用、やりようの問題であって、しかも、これまでの「社会教育主事」の養成と配属の状態であってよいということでは、決してないのでもある！

したがって、今回の改正では、どのような社会教育（行政）のヴィジョンとそのための人材（専門家）養成を求めているのかであったのであるが、ただ単に、社会教育主事（任用資格）の汎用性、そして、その資格取得の容易性（簡便性）だけが、その視野にあったのならば（そうせざるを得なかった？）、今からでも遅くはない？（始まったばかりであるから！）、「母屋」の社会教育主事と「庇」の社会教育士の関係をしっかりと見定め、それらが分離・浮遊していくことを阻止？し、その双方が、一体的に、どのように連携・協力していけば、望ましいしくみや動きが構築できるのか、その辺りを、改めて示すべきだと思ふのである（ただ、残念ながら、「講習」の科目構成の工夫だけでは、それは難しい？）！

(3) だからこそ、「教育協働」を進めていくための、「社会教育主事」との有効なコラボの形を！

繰り返しになるが、だからこそ、私は、その契機が、「学校教育（フォーマル教育）」と「社会教育（ノンフォーマル教育）」を融合的、一体的に進めていく「総合教育政策」にあり、その具現策の一つである「地域学校協働活動→教育協働」にあると考えているのである！すなわち、あくまでもそれは、「教育（行政）」という範疇での枠組みでなければいけない」ということである！別言すれば、それは、「社会教育（行政）」だけの問題ではないということでもあるが、とにかく、これが見えない（分からない）と、相変わらず？「社会教育（行政）」の股裂き状態、そして、「教育行政（教育委員会）」からの離脱？は続くし（かなり進行している！）、一方では、学校教育（行政）の多忙化、丸抱え化（独善化？）も、さらに深刻なものとなっていくであろうということである?!

要は、国全体の「総合教育政策化」の中で、「地域学校協働活動→教育協働」をより進展させる、「社会教育主事」と「社会教育士」とのコラボ（事業・活動における緊密な連携・協力）の形を、それぞれの地域（思いある人達）が、いかに力（知恵？）を合わせて実現出来るかということであるが、そうした中で、例えば、教育委員会事務局ないしは社会教育行政とは直接的にはつながりのない（職務上は無関係な！）「社会教育士」が、これまでの隘路や限界を超えて、新たに「市民・NPO 団体、企業、行政等、様々な立場から地域の教育・福祉・防災・環境・地場産業などの領域で、人々の学びの支援やネットワークを通して人づくりや地域づくりに関わる役割を担う」ということは、大変重要なことであり、その意味では、そうした人材の養成は、大いに推奨されるべきではあるということでもある（ただし、それは、ある意味、これまでの「社会教育主事」の重要な役割でもあった？）！

だが、問題は、その「社会教育士」が、どのような立場、職場環境で、そうしたことを担うというのであろうか？一番理想的なことは、彼らが、仕事・活動をしている（するであろう）組織・団体等から、まさに「社会教育士」としての扱い（職名はともかく！）を受けるということであろうが、単に、本人の自己申告による「名誉称号？」的なものであれば、ほとんどその意味はなくなるであろう（ただ、それは、本人の「生涯学習の証し」とはなる？）！しかも、その「社会教育士」という職（名）や、その職（名）による収入と生活の保障がなければ、とりわけ必要な若い人達のリクルート先にはならないということもある?! そうなると、従前の、社会教育指導員や各種コーディネーターの人達のような、非常勤あるいはボランティアとしてのそれとならざるを得ない?!

とは言え、残念ながら、そうしたことへの配慮、条件整備（予算立て）等は、おそらく「国や都道府県」はやらない（やれない？）であろうし、また、その最も最前線であるはずの「市町村」も、なかなか独自の決断（覚悟？）には至れないであろう（「地域学校協働活動」は、その最も有効で、チャンスともなる動きなのであるが!）?!であれば、そうした行政の窮状や隘路を克服すべく、その気概と志を有する「民間団体」、すなわち「NPO法人」や「社団法人」が、それを、やるほかない（現に、かなりの団体が、社会教育施設等の「指定管理者」として、その実績を積み上げてきているのでもある!）?!

最後は、前号（68）の繰り返しにもなったが、各々の地域（自治体）が、社会教育行政を、改めて教育行政の中に正當に位置づけ、従前の「社会教育主事」と新たな「社会教育士」の力強いコラボの形をいかに作れるかなのである！そして、望むらくは、「社会教育士」を名乗る人達は、「社会教育行政」や「社会教育主事」の存在価値を十分に理解し、それとの良好な関係づくりを絶えず行っていく人達であって欲しい（多分？法制度的には、そこまでは期待されていない？）！何のための「社会教育主事（任用資格）」なのかということである！